資料１

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

１　障害者総合支援法について

平成２４年６月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）」の施行により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」を追加し、障害福祉サービス等※の対象とすることとしている。（平成２５年４月１日施行。障害児の定義にも同様に難病等を追加。）

そのため、新たに障害者総合支援法による障害福祉サービス等の対象となる難病等は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できることとなる。

※　障害者･児については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
　　障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

【参考資料１】

２　障害者の範囲の見直しについて

①　障害者総合支援法第４条第１項

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの※をいう。

※　下線部分が障害者の定義に新たに追加された内容。

○　難病患者等で、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方々が、障害福祉サービス等を利用できる。
○　これまで、難病患者等が利用してきたホームヘルプサービス等は、補助金事業として一部の市町村で提供されてきたが、今後は、法定事業として全市町村において提供可能となる。
○　利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付の３つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等に広がる。

（参考）

○　児童福祉法第４条第２項

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※　下線部分が障害児の定義に新たに追加された内容。

②　障害者総合支援法第４条第１項の政令で定める疾病

○　平成 24 年 12 月の時点において、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていたことから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にあった。

○　そこで、障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130 疾患）及び関節リウマチ）として平成 25 年４月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。

（注）　障害者総合支援法の政令で定める疾病の名称は、「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病」と名称が異なっている場合があり、その結果、障害福祉サービス等の対象となる疾病は「130 疾病」となっている。

【参考資料２】

○　なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）については、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とした。

資料２

難病患者等日常生活用具給付事業について

１　難病患者等日常生活用具給付事業について

①　事業概要

難病患者等日常生活用具給付事業は、難病患者等居宅生活支援事業の一つとして、患者のＱＯＬの向上のために平成９年から開始されており、難病患者（厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患(130 疾患)をいう。以下同じ。）等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施されている。

【参考資料３】

②　今後の取扱い

障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患と同じ範囲（厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチ）として平成 25 年 4 月から制度を施行することとなっており、難病患者等日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応していくこととなる。

【参考資料４、参考資料５】

２　平成 22 年度難病患者等日常生活用具給付事業の給付状況等について

①　給付実績の内訳（平成 22 年度実績：729 件）

給付種目		利用実績件数
便器	便器	5
	手すり	5
特殊マット		16
特殊寝台		26
特殊尿器		3
体位変換器		0
入浴補助用具		39
車椅子	電動以外の場合	20
	電動の場合	3
歩行支援用具		47
電気式たん吸引器		243
意思伝達装置		20
ネブライザー		41
移動用リフト		0
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		24
特殊便器		10
訓練用ベッド		2
自動消火器		1
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		224

※利用実績のベスト３（ＡＬＳ:241 件、パーキンソン病：102 件、脊髄小脳変性症：44 件）

② 平成 22 年度市町村実施体制整備状況及び実績状況

○ 市町村の実地体制整備状況は以下のとおり。

９５３市町村／１，７５０市町村＝５４．５％

○ 市町村の実績状況は以下のとおり。

２８５市町村／１，７５０市町村＝１６．３％

③ 給付状況（自治体への電話聴取により作成）

平成 22 年度難病患者等日常生活用具給付事業のうち、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法の補装具として扱われることとなる「車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴(実績なし)」の給付状況について、一部の自治体から聴取した内容については、参考資料６のとおりとなっている。

【参考資料６】

④ 平成 24 年度予算額　　４６，７０１千円

資料３

難病患者等における補装具の取扱いについて

１　難病患者等に対する補装具費の支給

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者・児の対象に難病等（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130 疾患）及び関節リウマチ）（以下「難病患者等」という。）が加わり、補装具費の支給対象となる。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要がある。

なお、上記４種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることが考えられる。

２　難病患者等に対する補装具費支給の判定等

⑴　補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとする。なお、特定疾患治療研究事業（56 疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで足りることとする。

⑵　補装具費支給の判定について

○　難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴について、要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態がある。

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することでよいか。

○　既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、支給決定が認められないことがないように配慮するべきではないか。

【参考資料７】、【参考資料８】

⑶　難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目の取扱い

①　車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

・　平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、車椅子を給付された難病患者等の疾患は、多系統萎縮症(ｼｬｲ･ﾄﾞﾚｰｶﾞｰ症候群)、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、慢性炎症脱髄性多発神経炎等で多岐に渡っている。

・　各市町村は、難病患者等日常生活用具として車椅子を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

・　難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判断する必要があるのではないか。

②　電動車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

・　平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、電動車椅子の給付件数は３件と少ない。

・　市町村は医師の診断書と保健師の訪問調査又は市職員による聞き取り調査で給付を行っている。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

・　電動車椅子については、申請者の来所により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなるが、留意すべきことはないか。

③　重度障害者用意思伝達装置

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

・　平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、意思伝達装置を給付された難病患者等の疾患は、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、多系統萎縮症と神経・筋疾患のみである。

・　各市町村は、難病患者等日常生活用具として意思伝達装置を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。

・　一部自治体では、身体障害者手帳所持者に対しても緊急的に必要との理由で、難病患者等日常生活用具給付事業において給付している事例もある。

［補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと］

・　難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため配慮が必要ではないか。

・　筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給をするように配慮する必要があるのではないか。

④　整形靴

［難病患者等日常生活用具給付事業の実態等］

・　平成 23 年度から給付種目となったため、平成 22 年度の給付実績はない。

［補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと］

・　難病患者等日常生活用具給付事業の整形靴の性能は「難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの」とされているが、現行の補装具費支給制度においては、「医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること」とされているが、難病患者等に特に配慮すべきことはないか。

⑷　その他の補装具の取扱い

①　義肢

義肢を必要とする対象者は身体障害者手帳交付の対象となり得ることから、難病患者等という観点から、特に配慮する必要はないと考えられるが、特に留意することはないか。

②　装具

補装具で対象としている装具のうち，難病患者等日常生活用具給付事業では整形靴を給付種目としているが、他の装具についても今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべき点はないか。

③　座位保持装置

長時間座位をとることができない又は自力で座位を保持できないといった状態の難病患者に対し、今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

④　盲人安全つえ

視覚障害者の移動に必要な用具であるため、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられるが、支給の判定の際に、留意すべきことはないか。

⑤　義眼

事故又は疾病により眼球を摘出した者が対象となるが、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられる。補装具費の支給を判定する際に、特に配慮した取扱いをする必要はないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべきことはないか。

⑥　眼鏡

眼鏡（矯正、遮光、弱視眼鏡及びコンタクトレンズ）については、一般的な矯正を目的とする眼鏡等は補装具の対象とはならないため、視覚障害の有無やその程度に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑦　補聴器

補聴器については、補装具費の支給対象としている重度難聴用及び高度難聴用等を対象としていることから、これらの補聴器を必要とする程度の聴覚障害の有無に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑧　座位保持椅子

体幹機能障害等により座る姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について、特に留意すべきことはないか。

⑨　起立保持具

体幹機能障害等で起立姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑩　歩行器

　歩行補助つえだけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑪　頭部保持具

　身体障害児を対象としてて補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑫　排便補助具

　身体障害児を対象として補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑬　歩行補助つえ

　難病患者等に対しても必要に応じ補装具費を支給すべきと考えられる。その際、留意すべきことはないか。